

別紙1-1 対応困難事例

注1： 同様の事象・対応事例はまとめて記載している。

注2： 以下の事例には、本研究の要件において販売対象外(可能性含む)となったものが含まれている。
年齢制限、日本語による説明の理解、本人確認方法は、研究事業と市販化後の要件が異なることに留意が必要である。

分類	事象	対応等
可否判断に関する報告	電話問合せ時、経過時間の確認を怠ってしまい、来局後に質問票記入の際に72時間超であることが判明	産婦人科受診を案内
	電話相談時に72時間超とのこと。産婦人科などの受診が必要であることをお伝えし、分かりましたとのご回答を得たが、その後、受診できずどうしても購入したいと再度連絡あり	産婦人科受診を再度案内
禁忌	以前、緊急避妊薬で薬疹が出たため、別の薬を希望	現在、緊急避妊薬として認められている成分は一成分のみであることを伝え、産婦人科受診を案内
留意すべき事例	来局2日前にも緊急避妊薬の服用をしていたことが発覚	メーカーの医療従事者用資材で確認し、必要であれば同一周期中に繰り返し使用することは可能と記載があったため、販売した。
	過去の中用量ピル服薬時、嘔吐経験あり	産婦人科受診を案内
	前回の緊急避妊薬使用後からまだ生理が確認できていない。妊娠検査薬は陰性であったが生理が来ないことが心配、避妊を失敗したのではないかと、服用したい、との連絡あり	服用は可能だが、生理が遅れていることに関して受診勧奨したところ、病院に行くとの回答があったため、販売せず
	ジェノゲストを服用中	現在の妊娠の可能性とジェノゲスト併用のため、処方医の指示を仰ぐ。ジェノゲストによる避妊効果で妊娠成立はしていないのではないかと医師見解あり(医師個人としてはレボノルゲストレルの服用はいろいろなのではと思うが、販売・併用については判断しかねるとの回答)。翌日が土曜で連携婦人科と連絡がつかず、72時間経過する可能性が高いため薬剤師間で情報共有し土曜診察の可能なクリニックに薬局から電話連絡を行い、受診可能であることをご本人に伝えた。
	ジェノゲストを服用中	薬効より考えると、妊娠の可能性はなさそうだが、本人は避妊しなかったとのことと心配されていたため、販売・服用に至った。継続してかかりつけの産婦人科医を受診し、次回先生にも服用に関して報告するようにお伝えした。後日、連携産婦人科のDrに確認したところ、販売対応は問題なかったとお話しただけだ。
	低用量ピルの飲み忘れがあったため、緊急避妊薬の検討について相談電話あり	1回の飲み忘れ、その日の深夜に気付き服用。「翌朝10時から通常通り服用再開。飲み忘れたのは2週目の期間。飲み忘れる前7日間の継続服用はできていた。」を確認し調べたところ、妊娠の可能性は比較的低いであることを伝え、緊急避妊薬の服用をご自身の判断に委ねた結果、服用はしなかった。
	偏頭痛があり経口避妊薬(OC)は服用できないと言われているが、レボノルゲストレルは服用できるのかとの質問を受ける。	OCやLEPは卵胞ホルモンと黄体ホルモンの合剤であり、卵胞ホルモンが片頭痛の禁忌にあたり服用できないが、緊急避妊薬レボノルゲストレルは黄体ホルモンの単剤であるので禁忌には該当しない。一般の方には経口避妊薬(OC)と緊急避妊薬(ELCP)の区別が難しいと想像され、薬剤師は販売にあたりその点をきちんと説明できるようにしておきたい。結果、説明に納得されて販売に至った。
	LEPをきちんと飲んでいる人でも、妊娠を心配して飲みたいとの連絡があった。	主治医にも確認してもらい、本人の意思を尊重して、販売した。
	3週間前に中絶をしたという方の来局。	中絶後の排卵や妊娠について知識が不足しており、対応が難しいと感じた。(注)対応については別紙2を参照してください。
	聞き取りにて、5日前に産婦人科を受診して緊急避妊薬を服用していたことがわかった。その後、性交があったためまた、服用を希望し薬局に来られた。	5日前に飲んだばかりなのに、まだ飲めるのかの判断がつかなかったので販売せず、再度婦人科を受診するように促した。避妊を希望するなら、ピルを今後処方してもらうようにした方が良いと伝えた。(注)対応については別紙2を参照してください。
	UPSIで電話連絡後来局されたがお話を伺っていると半月ほど前に中絶していることがわかり、まだ生理も来ていない状況だった。	協力医師に連絡し、すぐに対応してくれることになったので紹介状を作成・お渡しして受診していただいた。
	当薬局にてレボノルゲストレル錠服用者より電話相談あり。服用後1週間程度生理があったが量が少ない。妊娠検査薬にて陰性確認。前回アフターピル使用から今回の生理がくるまでの間に、避妊なしの性交あり。検査薬では陰性だが、最近の経血量の少なさも気になるので受診すべきか。といった内容の問い合わせ。	前回服用したアフターピルの事象については妊娠成立はないと考えられる。しかし、それ以降にも今回生理までに避妊なしの性交があるため、100%妊娠していないとは言いきれないとご説明。(今回生理の量も少なく、今回生理が着床出血等の可能性もあり)。経血量など心配なこともあるのであれば、受診すべきとのお話をしました。
	出産4週間後のUPSI。緊急避妊薬販売希望。	産後の子宮内の状態含め受診した方が良いと判断。販売はせず婦人科に受診勧奨しました。(注)対応については別紙2を参照してください。
性被害に関する報告	警察への通報・警察からの連絡	本人に避妊についての知識がないことや膀胱炎の症状が続いていることから受診勧奨をしました。
	祝日に連絡有、事前質問票で同意のない性交にチェック有、警察には服用後相談するとの事で薬局での服薬希望有。	ワnstopp支援センターの情報だけでなく、避妊目的の低用量ピルの情報もしっかり伝える必要があると感じたが、交際相手が外で待っている事もありそこまで時間を取れなかった。(注)対応については別紙2を参照してください。
	同意のない性行為があり、その後自身でワnstopp支援センターに電話で相談するも、警察に電話すると言われた、と聞き取り。	服薬には問題がないため販売・服薬に至る。ワnstopp支援センターについても説明して帰宅された。(当該都道府県内での)レイプ等による警察の対応を確認するため地元警察に相談した。(注)対応については別紙2を参照してください。
		本人の同意のもと、警察に連絡した。

分類		事象	対応等
	ワンストップ支援センター等につないだ	事前質問票にて同意のない性交にチェックあり	話を伺い、医師への受診が必要と考え、紹介を実施、病院から警察へ通報実施。その後、薬局でも警察からの聞き取りを受けた。
		事前質問票に同意ない性交と記載あり	事件性ありと判断し、承諾を得て、連携している医師へ連絡を取り病院で処置してもらうようにした。
		事前質問票の性暴力が空欄であった	確認したところ、軽率な行動であったが無理矢理だと話されたのでワンストップ支援センターへ連絡。
		事前質問票で同意のない性交「答えたくない」にチェックがあった	性暴力や性被害の場合は「ワンストップ支援センター」で公費負担で対応してもらえる可能性があるので紹介。薬局よりワンストップ支援センターに連絡後本人に電話をかわり事情を説明していただきワンストップ支援センターで夜間対応していただく。
		来局時、事前質問票の性暴力欄に記載がないので確認。	自分の行動を考えると性暴力としてよいのかわからないとのことでした。性暴力支援センターに休日ですが連絡し、警察に同行。
		性暴力支援センターより連絡がありました。性暴力で警察にも行けないと母より連絡があり、ネットで購入したアフターピルを服用したが心配だから(レボノルゲストレルを)服用したいとのこと。	服用薬を確認しエラワンであった。UPSIからの時間的にもエラワン服用したのでその対応でよいと判断したが、婦人科受診をすすめる。
		未成年の兄妹のUPSI(児相職員、保護者同伴)	産婦人科にて緊急避妊薬の院内処方となった。
		女性が性暴力加害者に携帯をつながれた状態で来局された。	(当事者保護の観点から、事象のみ記載)
	その他(疑われる事例)	アフターピルを相手の男性からもらって服用したという女性がいた。緊急避妊薬は簡単に手に入るものとの認識されていた。	「妊娠の可能性への対応」にて服用前に追加説明のうえ販売可に該当。服用いただいたが、追加説明、薬についてや避妊の指導、受診勧奨を行った。
面前服用拒否に関する報告	来局後に拒否	男性が一人で来局。利用対象の女性は隣県におり来局は不可能であった。	本人以外への販売は不可であり、女性が直接目前で服用する旨を説明した。男性からは動画で服用状況をみせることはできないかとの質問があったが、現在の販売ルールについても説明し、できないことを納得してもらった。女性の方は、地元の産婦人科を受診されることを念押しし、地元の産婦人科のリスト、地図、電話番号をお渡しした。
		パートナーが一人で来局	本人が面前で服用しなければならないことを伝えたと帰られた。
	面前服用拒否		購入希望の理由は今晚も性交をする予定があり、その後に服用したいとのことがありました。その対応はできないことを説明したところ、購入しないで帰られました。
	家族による代理購入		電話での問い合わせの際には本人ということで生年月日など確認し、販売対象と判断したため来局を促した。来局時もしばらくは本人として会話、身分証の提出を行い、研究同意のQRコード読み取り、同意まで行った。お業代について事前に説明し、面前での服用になることを説明したところ、実は本人ではなく、16歳未満の娘のためであることが判明。販売不可となる。
	家族による代理購入		内服を確認できないと販売できないことを伝えと、「実は私ではなくて飲むのは妹」と言われた。
販売できなかったことに関する報告	来局しなかった	男性パートナーからの問い合わせ。UPSIから約10時間経過、「とにかく早く服用させたい」と強い焦りがあり複数薬局へ連絡している様子。	本人確認の必要性を説明し、本人が来局できれば対応可能と案内したが、その後連絡なし。
	薬局が提示した時間に来局困難	プライバシーの確保についてと、購入希望者の都合について考慮した結果、営業時間内での販売が困難だった。	—
	営業時間外で販売不可	閉局後に店舗携帯に購入希望の電話が入った。	緊急避妊薬を販売できる薬剤師が出勤する日には72時間を過ぎてしまうため、他の薬局を探してもらうように説明した。
プライバシー確保に関する報告	プライバシー確保のため通常対応しない時間に対応	深夜帯(午前2時頃)に販売してほしいと連絡。	その購入者の希望によりどうしても人がいない時間帯にお願いしたいと希望があり、薬局営業時間外での販売になる事例がありました。
研究事業の要件に関わる報告	16歳未満者に関する問合せ(電話のみ)	電話で16歳未満の購入希望の問い合わせがあった(本人以外)。	・販売できない旨を伝えた。 ・販売できない旨を伝えるとともに、居住地近くの医療機関を伝えた。 ・本人と話せず、問合せ途中で中断となった。 (問い合わせ者に対し、本人に受診を勧めるように伝えたが、できないと回答された事例あり)
		電話で16歳未満の購入希望の問い合わせがあった(本人)。	・販売できない旨を伝えただけで、受診勧告をした・産婦人科に紹介した。 ・不同意性交でないことを確認した。
	日本語理解できない人の問合せ・来局	日本語の理解できないご本人が、日本語を理解できるパートナーと来局。	販売できないため、近隣産婦人科を紹介した。
		日常会話はできるということでお受けし、来局。	説明や聞き取りの過程で会話が成立せず、日本語による説明が理解いただけなかったため販売できなかった
	本人確認が困難・拒否	電話にて事前に来局予約の問い合わせがあった。その際に、身分証の提示に懸念を示され、名前、連絡先を教えることも拒否された。	販売要件として身分証による本人確認が必要であることを説明し、どうかご承諾いただいたが、当店の事前予約の対応として名前、連絡先を確認しようとした際に名前は絶対に言いたくないとのことと連絡先として電話番号のみ確認ができた。予約予定時刻14時になっても来局が無く、その後キャンセルの連絡あり、販売に至らなかった。
		本人確認でマイナンバーカードの提示があったが、服用希望者が美容整形直後とのことで本人なのかわからないことがあった。	(報告にて対応の記載なし、事象のみ掲載)